世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部改正に伴う 大規模集合住宅の建築における保育所等の設置の協力要請に関する要綱の一部改正(案)

1 改正の要旨

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部改正に伴い、中規模マンションも事前協議の対象となることを受けて、現行の事前協議制度を見直し、要綱を改正する。

2 改正内容

(1)根拠規程

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例に基づく協議であることを規定する。

(2)事前協議の範囲

条例の一部改正にあわせ、事前協議の対象を住戸の数が300以上の集合住宅から、住戸専用面積40㎡以上の住戸の数が50以上又は延べ面積が5,000㎡以上の集合住宅に変更し、事前協議届出書を提出させる。

(3)協議後の応諾確認

現行要綱では、設置協力の要請を行うことまでを規定しているが、協議の終了を明確に 示すため、応諾の確認を規定する。

(4)情報の公開

保育所等整備は、区の喫緊の課題であり、区民にとっても関心の高い情報であることから、当該要綱に基づく協議の結果及び応諾が得られた場合は整備状況を公開できる旨規定し、区民に対して情報提供を行なう。

(5) その他文言整理

事前協議届出書への記載内容及び添付資料等、その他規定について、精査する。

3 事前協議の流れ

建築計画及び協議に関する届出前の庁内部課関係官署と計画・事前調整期間に協議する。

(1)事前協議届出書受理

計画場所、設計、施工、計画内容(面積、戸数、就学前人口増の見込み、分譲・賃貸の別、着工・竣工予定、保育所等設置意向他)を確認する。

(2)関係所管協議

事前協議の計画場所から新たに生じる保育需要及び地域の保育需要から保育所等設置の必要性があるか、また、協力要請をする場合の保育所等種別について協議する。

(3)協力要請

(2)により保育所等の設置が必要と判断した場合は、保育所等設置の協力要請を行うとともに、整備担当所管から想定スケジュール、整備にあたっての条件等を提示する。なお、設置の必要なしと判断した場合は、協力を要請しない旨通知し、協議を終了する。

(4)応諾確認・協議終了

(3)の協力要請に対して、応諾の有無を確認し、協議を終了する。(応諾無でも終了) 建築計画書に協議終了年月日及び担当者名を記載する。

【事前協議終了後】

応諾が得られた場合は、保育所等整備担当所管が具体の整備に向けて事業を進める。 開設経費等の補助については、整備年度における保育所等種別の補助規程に基づき予算 の範囲内で実施する。

4 保育所等の種別(詳細未調整)

現行要綱では、住戸の数300以上の集合住宅が対象ということもあり、想定される保育需要の増加に合わせ、認可保育所、認証保育所等比較的規模の大きい保育施設の設置を要請してきたが、今般の条例改正及び子ども・子育て支援新制度の本格実施に向け、当該制度が対象とする保育所等の種別及び導入時期を検討する。

なお、新制度における各給付対象施設の施設・設備基準は明確に定まっていないため、平成27年4月以降竣工予定の建物等については、新制度移行にあたり、設置する保育所等種別に関して再度協議を求めることがあること等を協力要請にあたり特記する。

5 保育サービス定員増への効果

今回の届出対象の拡充により、協議件数の増大が見込まれることから、特にまとまった整備用地の確保が困難な地区・地域における整備に効果が期待できる。